

「一般社団法人兵庫県水質保全センター」への移行

特例民法法人である兵庫県水質保全センターは、平成 23 年 9 月 20 日付で兵庫県知事から一般社団法人としての移行認可を受け、平成 23 年 10 月 3 日に移行登記を行い、「一般社団法人兵庫県水質保全センター」として新たなスタートを切りました。

一般社団法人への移行までの経緯としては、平成 19 年 6 月に「センター構造改革特別委員会」を設置し、公益法人制度改革に伴う対応やセンターの組織態勢等について審議を行い、平成 20 年 1 月に答申を受けた。これを踏まえ、平成 21 年度には理事定数を削減、平成 22 年度には特例民法法人から公益法人制度改革関連 3 法に基づく法人移行へ向けた検討を行うため、弁護士・公認会計士・行政等で構成する「公益法人制度改革特別委員会」を設置した。委員会では一般社団法人への移行が相当である旨提示され、定款の改正をはじめ公益目的支出計画、各種規程等について審議を重ねた。

平成 23 年度第 38 回通常総会において、新定款等の承認を得て、移行認可申請の準備を行い、平成 23 年 8 月 11 日付けで兵庫県知事宛に移行認可申請を提出し、平成 23 年 9 月 20 日付けで一般社団法人としての認可を受けた。なお、県から承認を受けた公益目的事業は、これまでセンターが実施してきた①生活排水対策事業、②環境教育及び河川水質調査事業、③浄化槽情報管理事業である。

【一般社団法人移行までの経緯】

年月日	概要
平成 20 年 1 月 29 日	「センター構造改革特別委員会」から会長に対して、公益法人制度改革に伴うセンターの対応方針及び組織体制の整備に関すること等 5 項目を答申。
平成 21 年 5 月 29 日	平成 20 年度第 35 回通常総会において理事定数の変更が承認され、平成 21 年度第 36 回通常総会での役員改選より適用される。
平成 22 年 5 月 28 日	第 37 回通常総会において、公益法人制度改革に基づく法人の移行に向けた具体的な検討を行う「公益法人制度改革特別委員会」の設置が承認される。
平成 22 年 7 月 23 日	「公益法人制度改革特別委員会」を設置。委員会で検討した結果、一般社団法人への移行が提示される。
平成 22 年 10 月 6 日	第 3 回理事会において、一般社団法人への移行申請が承認される。
平成 23 年 5 月 30 日	第 38 回通常総会において、一般社団法人への移行に係る新定款等が承認される。
平成 23 年 8 月 11 日	一般社団法人の移行認可申請書を兵庫県知事宛に提出。
平成 23 年 9 月 12 日	兵庫県公益認定等委員会委員長より兵庫県知事に対し、当センターが一般社団法人への認可基準に適合する旨の答申書を提出。
平成 23 年 9 月 20 日	兵庫県知事より移行認可書が交付される。
平成 23 年 10 月 3 日	神戸地方法務局に対し、特例社団法人の名称変更による解散登記申請並びに一般社団法人設立登記申請を提出。
平成 23 年 12 月 27 日	兵庫県知事より「公益目的財産額の確定」通知受理

〔答申書、別紙〕



〔認可書〕

